

○川口市障害者福祉手当支給条例

昭和45年4月1日

条例第17号

改正 昭和47年12月25日条例第49号

昭和48年4月1日条例第20号

昭和50年3月25日条例第11号

昭和51年3月30日条例第14号

昭和53年3月30日条例第24号

昭和54年12月25日条例第41号

昭和56年3月27日条例第14号

昭和57年6月30日条例第26号

昭和61年3月27日条例第14号

昭和63年3月28日条例第15号

平成11年3月16日条例第16号

平成13年3月26日条例第15号

(題名改称)

平成17年12月21日条例第71号

平成21年12月18日条例第36号

平成23年9月26日条例第81号

(目的)

第1条 この条例は、在宅の障害者に福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

(昭和54条例41・平成13条例15・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの

- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）で、当該障害の程度が「（A）」、「A」又は「B」に該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者保健福祉手帳所持者」という。）で、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (4) 身体障害者手帳所持者で障害の程度が3級に該当し、かつ、療育手帳所持者で障害の程度が「B」又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が2級に該当するもの
- (5) 障害の程度が最重度、重度又は中度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者
- (6) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

2 この条例において「超重症心身障害児」とは、次に掲げる要件を備えている20歳未満の者をいう。

- (1) 身体障害者手帳所持者で肢体不自由に係る障害の程度が1級又は2級に該当するものであること。
- (2) 療育手帳所持者で当該障害の程度が「（A）」若しくは「A」に該当するもの又は障害の程度が最重度若しくは重度であると児童相談所の長若しくは知的障害者更生相談所の長が判定した者であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に合わせて市長が別に定めるところにより、障害の程度が一定の基準を満たしていると認められる者であること。

（昭和54条例41・全改、昭和57条例26・昭和61条例14・平成11条例16・平成13条例15・平成21条例36・一部改正）

（受給資格等）

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、

障害者のうち次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に掲げる施設に入所していない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第17条に規定する障害児福祉手当、法第26条の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給を受けることができない者

イ 超重症心身障害児

2 手当は、受給資格者の前年の所得（1月分から7月分までの手当については、前々年の所得）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）が課税されているときは、支給しない。

（昭和54条例41・全改、昭和56条例14・昭和61条例14・昭和63条例15・平成13条例15・平成17条例71・平成21条例36・一部改正）

（申請及び認定等）

第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、適否を審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（平成13条例15・平成17条例71・一部改正）

（手当の額及び支給期間）

第5条 手当の額は、別表のとおりとする。

2 手当は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する月の翌月から受給資格を失った日の属する月まで支給する。

（昭和51条例14・平成13条例15・平成17条例71・一部改正）

（支給の時期）

第6条 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれ前月までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(昭和51条例14・追加、昭和53条例24・昭和61条例14・一部改正)

(手当の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対する受給資格の認定を取り消し、その者から既に支給した手当を返還させることができる。

(昭和54条例41・全改、平成13条例15・平成21条例36・一部改正)

(届出)

第8条 受給資格者は、第3条第1項に規定する資格を失ったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(昭和51条例14・旧第7条繰下、平成13条例15・平成21条例36・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(昭和51条例14・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭和61条例14・旧附則・一部改正)

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

2 第3条第3号の適用については、当分の間、「障害児福祉手当又は特別障害者手当」とあるのは、「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当」とする。

(昭和61条例14・追加)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 3 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）の前日において編入前の鳩ヶ谷市の区域内に住所を有する者で、引き続き市内に住所を有するもののうち、この条例の規定により新たに手当の支給を受けることができることとなった者については、編入日の翌日から平成23年12月31日までの間に第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした場合に限り、編入日に当該申請があったものとみなし、この条例の規定を適用する。

(平成23条例81・追加)

- 4 前項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市在宅重度障害者手当支給条例（昭和55年鳩ヶ谷市条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例81・追加)

附 則（昭和47年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第11号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別福祉手当受給者への措置)

- 2 この条例による改正後の川口市身体障害者及び精神薄弱者に対する福祉手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける者のうち、昭和50年9月30日において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律（昭和50年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別福祉手当（以下「特別福祉手当」という。）の支給を受けていた者については、改正法による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく福祉手当

(以下「法に基づく福祉手当」という。)の月額が、特別福祉手当の月額とこの条例による改正前の川口市身体障害者及び精神薄弱者に対する福祉手当の支給に関する条例に基づく福祉手当の月額との合算額に達するまでの間、当該合算額と法に基づく福祉手当の月額との差額を支給する。

3 前項の差額の支給については、改正後の条例第6条の規定を準用する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第24号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年12月25日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(新受給者等への新条例の適用)

2 この条例による改正後の川口市身体障害者及び精神薄弱者に対する福祉手当の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、次の各号に掲げる者については、昭和54年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(1) この条例による改正前の川口市身体障害者及び精神薄弱者に対する福祉手当の支給に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条に規定する障害者等に該当しない者で、新条例の規定により新たに福祉手当の支給を受けることができることとされるもの(以下「新受給者」という。)

(2) 旧条例第2条の規定に該当する障害者等で、施行日以後新条例の規定により福祉手当の支給を受けることができることとされるもの(以下「継続受給者」という。)のうち、新条例別表の規定による福祉手当の額が、旧条例別表の規定による福祉手当の額より増額されるもの(以下「増額受給者」という。)

(新受給者に対する支給)

3 新受給者のうち、施行日の前日までに新条例に規定する受給資格を現に備えた者については、施行日から昭和55年3月末日までの間に新条例第4条第1項に規定する受給資格の申請をした場合に限り、当該受給資格を現に備えた月(その月が昭和54年9月以前の場合には同年9月)に同項の申請があったものとみなし、新条例第5条の規定により福祉手当を支給する。

(内払)

4 適用日から施行日の前日までの間に、旧条例の規定に基づき増額受給者に対し支給された福祉手当は、新条例の規定により支給された福祉手当の内払とみなす。

(職権認定)

5 継続受給者に対する新条例第4条に規定する受給資格の認定は、同条の規定にかかわらず、市長が当該受給者の申請を待たずに行う。

附 則 (昭和56年3月27日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の川口市心身障害者に対する福祉手当の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める日から適用する。

(1) この条例による改正前の川口市心身障害者に対する福祉手当の支給に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により昭和56年1月1日以後福祉手当の支給を受けている者のうち、同日から施行日の前日までの旧条例の規定に基づく受給期間に新条例の規定が適用されたならば、新条例の規定による福祉手当の額が、旧条例の規定による福祉手当の額より増額されることとなる者  
昭和56年1月1日

(2) 施行日の前日までに旧条例第3条及び別表の規定により福祉手当の受給資格を失った者のうち、当該受給資格を失った日に新条例第3条及び別表の規定が適用されたならば、新条例の規定により福祉手当の支給を受けることができることとされる者 当該受給資格を失った日(その日が昭和55年12月1日前の者にあつては、昭和55年12月1日)

(支給の特例措置)

3 前項第1号に規定する者の昭和56年1月1日から施行日の前日までの受給期間に係る福祉手当の額は、旧条例別表の規定にかかわらず、新条例別表に規定する福祉手当の額とし、当該金額を新条例の規定により支給する。

4 前項の場合において、新条例第4条に規定する受給資格の認定は、同条の規定にかかわらず、市長が、当該受給者の申請を待たずに行う。

5 附則第2項第2号に規定する者の同号に定める日以後の福祉手当の支給については、旧条例の規定にかかわらず、その者が施行日から昭和56年4月末日までに新条例第4条第1項に規定する受給資格の申請をした場合に限り、附則第2項第2号に定める日に新条例第4条第1項の申請があったものとみなし、新条例別表に規定する額の福祉手当を、新条例の規定により支給する。

附 則（昭和57年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の川口市心身障害者に対する福祉手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和61年4月分の福祉手当から適用し、同月前の月分の福祉手当については、なお従前の例による。

（支給月の特例措置）

3 昭和61年4月分の福祉手当については、新条例第6条の規定にかかわらず、同年8月に支給する。

（支給の特例措置）

4 昭和61年4月1日の前日において、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「一部改正法」という。）第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき福祉手当の支給を受けることができる者で、一部改正法第7条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当の支給を受けることができなくなるもの（一部改正法附則第97条に規定する福祉手当を受けることができる者を除く。）については、その者が昭和61年6月30日までに新条例第4条第1項に規定する受給資格の申請をした場合に限り、同年3月31日に同項の申請があったものとみなし、新条例及び前項の規定により、福祉手当を支給する。

附 則（昭和63年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。



附 則（平成11年3月16日条例第16号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の川口市障害者福祉手当支給条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成13年4月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

（支給の特例措置）

- 3 この条例による改正前の川口市心身障害者に対する福祉手当の支給に関する条例第2条に規定する障害者に該当しない者で、新条例の規定により新たに手当の支給を受けることができることとされるもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新条例に規定する受給資格を備えた者については、施行日から平成13年6月30日までの間に新条例第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした場合に限り、同年3月31日に当該申請があったものとみなし、新条例の規定を適用する。

附 則（平成17年12月21日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年4月分の手当の支給に関する特例）

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において福祉手当（以下この項において「手当」という。）の支給を受けている者であって、施行日において、この条例による改正後の川口市障害者福祉手当支給条例第3条第4号に規定する要件を満たさないこととなるものに係る平成18年4月分の手当については、第5条第2項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則（平成21年12月18日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(支給の特例措置)

2 この条例による改正前の川口市障害者福祉手当支給条例第3条の規定による受給資格を有していない者で、この条例による改正後の川口市障害者福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに福祉手当の支給を受けることができることとされるもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新条例に規定する受給資格者の要件を備えた者については、施行日から平成22年3月31日までの間に新条例第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした場合に限り、平成21年12月31日に当該申請があったものとみなし、新条例の規定を適用する。

附 則（平成23年9月26日条例第81号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

別表（第5条関係）

(平成13条例15・全改)

受給対象者	手当の額 (月額)
身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級若しくは2級のもの、療育手帳所持者で障害の程度が(A)若しくはAのもの、精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級のもの又は障害の程度がこれらの者と同程度の者	5,000円
身体障害者手帳所持者で障害の程度が3級であり、かつ、療育手帳所持者で障害の程度がB又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が2級のもの	
療育手帳所持者で障害の程度がBであり、かつ、精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が2級のもの	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある者	
療育手帳所持者で障害の程度がBのもの又は障害の程度がこの者と同程度の者	3,000円

精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が2級のもの又は障害の程度がこの者と同程度の者	
---	--